

# 地域整備方向検討調査実施要領

平成12年3月24日付12構改C第225号  
最終改正 令和3年4月1日付2農振第3565号

各地方農政局長  
国土交通省北海道開発局長 殿  
内閣府沖縄総合事務局長

農林水産省農村振興局長

## 第1 趣旨

食料の安定供給の確保を図るためには、その基盤となる基幹的農業水利施設の整備・更新を計画的かつ機動的に行い、地域の有する食料供給力を最大限に発揮させていくとともに、施設の機能低下により災害のおそれが広域的に生じている地域において、その機能を回復し、災害の未然防止に努めることも重要であるが、これらの施設の整備・更新を進めるに当たっては、用水利用の多様化・効率化、施設の多面的機能の維持・増進等単純な施設の更新のみによっては対処できない課題への対応が求められる。

また、農業の振興を基幹とした総合的な地域の活性化の観点から、生産性の向上、耕作放棄地の解消・発生防止等による農地の確保・保全が喫緊の課題となっている。

このため、用排水計画の見直しや新規の水源開発、多面的機能の維持・保全、農地の確保・保全等を図る国が行う事業（以下「国営事業」という。）の実施の実現性の高い地域において、国営事業の実施の必要性、技術的可能性及び経済的妥当性について検討を行い、事業計画の案を作成するために行う調査（以下「地区調査」という。）に先立ち地域の課題の把握、環境との調和への配慮の検討及びそれらを踏まえた整備構想の概略を検討し、地域の状況を的確に反映した農業基盤の整備方向を検討する地域整備方向検討調査（以下「本調査」という。）を実施し、もって地区調査の効率的な推進に資するものとする。

## 第2 対象地域

本調査の対象地域は、国営事業の実施が見込まれ、かつ相当の受益面積を有する地域であって、次の（1）から（7）までのいずれかに該当するものとする。

- （1）農業水利施設について機能の低下が認められるとともに、農業構造の変化等により用排水計画の見直しが必要な地域
- （2）農業用水の新たな需要に対する効率的な用水確保及び営農活動等が公共水域に与えている負荷の軽減に資することを目的として、流域規模での水循環利用等の検討が必要な地域
- （3）緊急に機能を回復する必要がある農業水利施設の更新について高度な技術的検討が必要な地域
- （4）大規模かつ高度な技術的検討を要する農業水利施設の新設等により農業生産力の維持・改善が見込まれる地域
- （5）地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第51条第1項第3号イの規定により農林水産大臣が指定する又は指定する見込みがある地すべり防止区域において同法第10条第1項の規定により農林水産大臣が施行する大規模かつ高度な技術を要する地すべり防止工事の検討が必要な地域
- （6）農用地の再編整備により、土地利用の整序化を図りつつ優良農用地を保全し、生産性の高い農業経営の定着を図ることが必要な地域
- （7）樹園地において、改植と農用地の再編整備を併せ行うことにより、生産性の高い

農業経営の定着を図ることが必要な地域であって、「果樹産地構造改革計画について」（平成17年3月25日付け16生産第8112号生産局長通知）に基づく果樹産地構造改革計画を策定している地域

### 第3 調査主体及び調査委託

- (1) 本調査は、地方農政局等（北海道にあつては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局、その他の都府県にあつては、地方農政局という。以下同じ。）が実施するものとする。
- (2) 地方農政局等は、調査を効率的に実施するため、関係都道府県、市町村等と緊密な連携を図るものとする。
- (3) 地方農政局長等（北海道にあつては国土交通省北海道開発局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあつては、地方農政局長という。以下同じ。）は、本調査を効率的に実施するために必要がある場合は、調査の一部を地方公共団体、試験研究機関、土地改良区等に委託できるものとする。

### 第4 調査地域の決定等

調査地域の決定は、次によるものとする。

- (1) 地方農政局長等は、本調査を実施しようとする場合には、第2の(1)から(7)までに掲げる区分に基づき調査地域を定めて、調査の開始を希望する年度の前年度の6月末日までに別紙1による申請書を農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）に提出するものとする。
- (2) 農村振興局長は、(1)の申請について審査を行い、各年度の予算の範囲内において調査地域を決定し、その旨を地方農政局長等に通知するものとする。

### 第5 調査内容

本調査は、以下に掲げる調査から構成されるものとする。

なお、調査の実施細目は別紙2に定めるとおりとする。

- (1) 地区課題把握調査  
農業振興、用排水及び施設管理の改善、環境保全並びに多面的機能の発揮、耐震対策等に関する課題を把握するものとする。
- (2) 事業地区概定調査  
(1)により把握した地域の土地利用、営農、水利実態を踏まえて、地形・地質、農地、用排水の状況及び地元意向等から、(3)の整備構想を策定する地区の範囲を概定するものとする。
- (3) 整備構想策定調査  
(1)により把握した地域課題の解決のための環境との調和にも配慮した整備構想の策定、事業費・効用の概定及び事業化に対する地元意向の確認を行い、地区調査の実施の可能性を検討するものとする。

### 第6 調査結果の報告

地方農政局長等は、本調査を完了した場合には、その結果を農村振興局長に報告するとともに、関係都道府県知事に対し、当該報告書の写しを送付するものとする。

### 第7 調査に要する経費

本調査に要する経費は全額国庫負担とする。

## 第8 調査期間

本調査の調査期間は、原則として1地域につき3年とする。

## 第9 その他

国営かんがい排水事業に関する調査地域にあつては、当該地域において「国営かんがい排水事業実施要綱」（平成元年7月7日付け元構改D第532号農林水産事務次官依命通知）第3の広域基盤整備計画が定められている場合には、当該計画と第5の（3）により策定される整備構想の整合性が図られているものとする。

番 号  
年 月 日

農村振興局長 あて

地方農政局長  
北海道にあつては国土交通省北海道開発局長  
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長

地域整備方向検討調査申請書

年度より下記の地域において地域整備方向検討調査を実施したいので地域整備方向検討調査実施要領第4の(1)の規定に基づき申請します。

記

1. 地域名
2. 調査地域の概要
3. 調査を実施する必要性
4. 添付図面

## 調査の実施細目

【第2の(1)から(5)のいずれかに該当する地域】

項 目	内 容
I. 地区課題把握調査	
(1) 用水量算定調査	現況水利状況、受益面積、作付け作物、消費水量、かんがい効率等の用水諸元値を調査し、必要水量及び農業用水の過不足量を算定する。
(2) 排水量算定調査	現況排水能力、計画降雨量及び土地利用の状況を把握し、計画洪水量及び排水能力の過不足量を算定する。
(3) 水源現況調査	水源として利用可能な河川、溪流、ため池等の現況を把握する。
(4) 営農課題調査	現況営農状況、用水不足、過湿等による営農上、作物選定上の制約要因を把握する。
(5) 被害状況調査	農作物、農地・農業用施設等の被害状況を把握する。
(6) 施設課題調査	施設の機能低下の状況、操作管理、補修、修繕等の経費、管理体制、組織等の管理上の課題を把握する。
(7) 環境調査	農業用排水の水質及び地域の生態系、農村の景観等の自然環境の状況を把握する。
(8) 耐震対策の重要度調査	地域の地震発生危険性及び施設の周辺状況等を把握し、施設の社会的、経済的な重要度の判定を行う。
II. 事業地区概定調査	
(1) 用排水系統調査	既存の水源、用水路、排水路の用排水系統を把握し、用排水系統での地区の一体性を検討する。
(2) 管理組織調査	既存の用排水施設の施設毎、区間毎の所有者、施設管理者を把握し、施設管理上の地区の一体性を検討する。
(3) 用排水慣行調査	市町村、土地改良区、水利組合及び集落相互間の取水、排水及び分水等の水利慣行を把握し水管理上の地区一体性を検討する。
(4) 営農流通基盤調査	農業協同組合の範囲、農業近代化施設、農道の配置及び利用状況を把握し、農作業・流通上の地区の一体性を検討する。
(5) 農地連担性調査	農地の連担性、用排水整備の必要な範囲を把握し、地形・地質上の地区の一体性を検討する。
(6) 面整備状況調査	面整備及び農道整備の状況を把握し、優良農業地域の集団としての地区の一体性を検討する。
(7) 地元意向調査	農業協同組合、市町村等に対する聞き取り等により社会的・歴史的観点等から地区の一体性を検討する。
III. 整備構想策定調査	
(1) 用水計画調査	ダム等水源施設、頭首工、揚水機及び用水路の位置、能力を概定する。
(2) 排水計画調査	排水路、排水機、排水樋門、地下排水施設等の位置、能力を概定する。
(3) 農業構造改善計画	営農改善、担い手育成、用水、排水、面整備等による農業構造改善の方向を概定する。
(4) 営農計画調査	用水改良、排水改良又は畑地かんがいにより改善される将来の営農計画を概定する。
(5) 環境配慮調査	地域環境に配慮した事業計画策定に資する環境配慮整備構想を概定する。
(6) 施設整備計画調査	耐震対策の重要度調査を踏まえ、用水計画調査又は排水計画調査で概定した施設能力を有する経済的な施設の概略設計を行う。
(7) 概略事業費算定調査	概略設計した施設について標準設計、事例等を参考に積算し、概略事業費を算定する。
(8) 概略効果算定調査	事業効果の概算を行う。
(9) 地元意向確認調査	事業の概略構想を地元を示し、概略事業構想に対する要望、意向を確認する。

(注) 当調査実施項目は全ての項目を示したものであり、調査の対象地域の実情を踏まえ実施項目を選定し、効率的に調査を実施するものとする。

【第2の(6)に該当する地域】

項 目	内 容
<p>I. 地区課題把握調査</p> <p>(1) 自然・経済立地調査            (2) 産業構造調査            (3) 土地利用状況調査            (4) 土地資源調査            (5) 水利状況調査</p> <p>(6) 営農状況調査            (7) 生活環境調査</p> <p>(8) 環境調査            (9) 耐震対策の重要度調査</p> <p>(10) 各種関連計画調査            (11) 意向調査            (12) 課題分析調査</p>	<p>気象、交通、人口、財政状況等を把握する。            産業構造、農業構造の状況等を把握する。</p> <p>土地利用の現況、土地利用規制の状況を把握する。            農地の整備状況、地域資源の賦存状況等について把握する。            水利用の状況、水利施設の整備状況、利用形態、権利関係等について把握する。</p> <p>農業生産状況、農業経営状況、農業生産組織の状況等を把握する。            農村生活環境施設の整備状況、福祉・厚生施設の状況等を把握する。</p> <p>地域の生態系、農村の景観等の自然環境の状況を把握する。            地域の地震発生危険性及び施設の周辺状況等を把握し、施設の社会的、経済的な重要度の判定を行う。</p> <p>地域振興に関する各種計画について把握する。            農業者、非農業者及び関係機関からの意向を把握する。            上記調査結果から地域課題を抽出し、その要因分析、対策等について検討する。</p>
<p>II. 事業地区概定調査</p> <p>(1) 地域振興方向調査</p> <p>(2) 整備方向調査            土地利用再編            営農改善            農業構造改善            生活環境改善            農業生産基盤整備            農業施設整備</p>	<p>上記結果を踏まえ、総合的な地域振興の基本方向を検討するとともに事業地区の概定を行う。</p> <p>非農用地の利用も含む土地利用再編方策を検討する。            作物の生産目標、経営改善方策等について検討する。            農地の流動化、生産組織の育成強化対策等について検討する。            農村生活環境の改善方向、改善目標を検討する。            生産基盤の整備内容、整備方向、整備水準等を検討する。            農業施設の整備内容、整備方向、整備水準等を検討する。</p>
<p>III. 整備構想策定調査</p> <p>(1) 土地利用再編計画            (2) 営農計画            (3) 農業構造改善計画            (4) 基盤整備計画            既耕地整備計画</p> <p>開畑計画            非農用地設定計画            地区地形図の作成            概算事業費の算定</p> <p>効果の概算</p> <p>(5) 農業施設整備計画            (6) 環境配慮調査            (7) 計画推進調査</p>	<p>農用地及び非農用地の土地利用計画を概定する。            経営改善、労働改善等を内容とする営農計画を概定する。            農地流動化計画、生産組織育成計画等を概定する。</p> <p>耐震対策の重要度調査を踏まえ、区画整理を主とする既耕地の概略設計及び一筆調書の作成を行う。            開畑(地目変換)の概略設計及び一筆調書の作成を行う。            創設非農用地の利用計画の概定及び一筆調書の作成を行う。            地区調査移行範囲の1/5,000地形図の収集又は作成を行う。            概略設計した基盤整備計画について、標準設計、事例等を参考に積算し、概略事業費を算定する。            事業効果の概算を行う。</p> <p>基盤整備計画に関連する生産・流通施設等の施設整備計画を概定する。            地域環境に配慮した事業計画策定に資する環境配慮整備構想を概定する。            事業のPR、地元推進体制の整備等を行う。</p>

(注) 当調査実施項目は全ての項目を示したものであり、調査の対象地域の実情を踏まえ実施項目を選定し、効率的に調査を実施するものとする。

【第2の(7)に該当する地域】

項 目	内 容
<p>I. 地区課題把握調査</p> <p>(1) 自然・経済立地調査            (2) 産業構造調査            (3) 土地利用状況調査            (4) 土地資源調査            (5) 水利状況調査</p> <p>(6) 営農状況調査            (7) 生活環境調査            (8) 環境調査            (9) 耐震対策の重要度調査</p> <p>(10) 各種関連計画調査            (11) 意向調査            (12) 課題分析調査</p>	<p>気象、交通、人口、財政状況等を把握する。            産業構造、農業構造の状況等を把握する。            土地利用の現況、土地利用規制の状況を把握する。            農地の整備状況、地域資源の賦存状況等について把握する。            水利用の状況、水利施設の整備状況、利用形態、権利関係等について把握する。            農業生産状況、農業経営状況、農業生産組織の状況等を把握する。            農村生活環境施設の整備状況、福祉・厚生施設の状況等を把握する。            地域の生態系、農村の景観等の自然環境の状況を把握する。            地域の地震発生の危険性及び施設の周辺状況等を把握し、施設の社会的、経済的な重要度の判定を行う。            地域振興に関する各種計画について把握する。            農業者、非農業者及び関係機関からの意向を把握する。            上記調査結果から地域課題を抽出し、その要因分析、対策等について検討する。</p>
<p>II. 事業地区概定調査</p> <p>(1) 地域振興方向調査</p> <p>(2) 整備方向調査            土地利用再編</p> <p>営農改善            農業構造改善            生活環境改善            農業生産基盤整備</p> <p>農業施設整備</p>	<p>上記結果を踏まえ、総合的な地域振興の基本方向を検討するとともに事業地区の概定を行う。</p> <p>整備期間中の代替園や非農用地の利用も含む土地利用再編方策を検討する。            作物の生産目標、経営改善方策等について検討する。            農地の流動化、生産組織の育成強化対策等について検討する。            農村生活環境の改善方向、改善目標を検討する。            樹園地の簡易な整備及び改植を伴う整備をはじめとする生産基盤の整備内容、整備方向、整備水準等を検討する。            農業施設の整備内容、整備方向、整備水準等を検討する。</p>
<p>III. 整備構想策定調査</p> <p>(1) 土地利用再編計画</p> <p>(2) 営農計画</p> <p>(3) 農業構造改善計画</p> <p>(4) 基盤整備計画            既耕地整備計画            開畑計画            非農用地設定計画            地区地形図の作成            概算事業費の算定</p> <p>効果の概算</p> <p>(5) 農業施設整備計画</p> <p>(6) 環境配慮調査</p> <p>(7) 樹園地整備マニュアル作成調査</p> <p>(8) 計画推進調査</p>	<p>整備期間中の代替園確保計画をはじめとする農用地及び非農用地の土地利用計画を概定する。            経営改善、労働改善等を内容とする営農計画を概定する。            農地流動化計画、生産組織育成計画等を概定する。            耐震対策の重要度調査を踏まえ、区画整理を主とする既耕地の概略設計及び一筆調書の作成を行う。            開畑(地目変換)の概略設計及び一筆調書の作成を行う。            創設非農用地の利用計画の概定及び一筆調書の作成を行う            地区調査移行範囲の1/5,000地形図の収集又は作成を行う。            概略設計した基盤整備計画について、標準設計、事例等を参考に積算し、概算事業費を算定する。            事業効果の概算を行う。            基盤整備計画に関連する生産・流通施設等の施設整備計画を概定する。            地域環境に配慮した事業計画策定に資する環境配慮整備構想を概定する。            地区内で整備を行う主要な樹種について、樹園地再編整備促進のためのマニュアルを作成する。            事業のPR、地元推進体制の整備等を行う。</p>

(注) 当調査実施項目は全ての項目を示したものであり、調査の対象地域の実情を踏まえ実施項目を選定し、効率的に調査を実施するものとする。